

(4) イモゾウムシ・アリモドキゾウムシ等発生地域

(ア) 植物防疫法第 16 条の 2 (植物等の移動の制限) に係る移動制限地域及び植物 (植物防疫法施行規則別表三抜粋、第 35 条の 2、第 35 の 4 関係)

地 域	植 物	備考 (まん延防止を必要とする有害動物)
二. 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部 (さつまいもの生塊根であって第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。)	サツマイモノメイガ

(植物防疫法施行規則別表四抜粋、第 35 条の 2、第 35 の 5 関係)

地 域	植 物	備考 (まん延防止を必要とする有害動物)
三. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含み、久米島、奥武島 (沖縄県島尻郡久米島町) 及びオーハ島を除く。)、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	アリモドキゾウムシ
五. 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)	さつまいもの生塊根	サツマイモノメイガ

注：北緯 28 度 40 分以南は奄美大島以南に相当

北緯 30 度以南はトカラ列島以南に相当

(イ) 移動制限地域内の移動制限植物について消毒したと認める基準
(植物防疫法施行規則別表 5 抜粋、第 35 条の 6 関係)

植物	消毒の方法			備 考
	方 法	消毒基準温度	消毒時間	
さつまいもの生塊根	蒸熱処理	47～48度	3 時間10分	8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度95パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を 4 時間で31度から41度まで一定の上昇率で上げてから行う。 9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。

(ウ) 植物防疫法第 16 条の 3 (植物等の移動の禁止) に係る移動禁止地域及び植物
(植物防疫法施行規則別表六抜粋、第 35 条の 7 関係)

地 域	植 物	備考 (まん延防止を必要とする有害動物)
二. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)、小笠原諸島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部 (さつまいもの生塊根を除く。)	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含み、津堅島、久米島、奥武島 (沖縄県島尻郡久米島町) 及びオーハ島を除く。)、小笠原諸島	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部 (さつまいもの生塊根を除く。)	アリモドキゾウムシ